

国指定浜甲子園鳥獸保護区
浜甲子園特別保護地区
指定計画書（環境省案）

平成20年 月 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

浜甲子園鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

浜甲子園鳥獣保護区のうち、環境省所管地（旧鳴尾航空基地）の区域（同国有地の東端と南端を結ぶ直線と防潮堤法線との交点を起点とし、同所から同線を南西に397.85メートル進んだ点に至り、同所から方位316度14分の方向に695メートル進んだ点に至り、同所から方位47度10分の方向に進み防潮堤法線との交点にいたり、同所から同法線を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域（防潮堤法線から沖合14.5メートル以内の区域を除く））。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

浜甲子園鳥獣保護区は、兵庫県西宮市に位置し、大阪湾に注ぐ鳴尾川の河口西側に形成された干潟を中心とする区域である。当該区域の干潟は、大阪湾に残された数少ない干潟であり、底生生物が豊富に生息し、砂丘部にはハマビシ、ツルヨシ等の海浜植生が分布している。

このような自然環境を反映して、当該区域は、シギ・チドリ類の渡りの中継地及びガンカモ類の越冬地として重要な区域となっており、これらの渡り鳥を始めとする8目24科114種の鳥類の生息が確認されている。また、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧Ⅱ類のトモエガモ、ホウロクシギ、コアジサシなどの希少種の生息も確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、浄化センター前から鳴尾川河口までの区域は、干潮時に干潟が出現し、ゴカイ類等の底生生物が豊富に生息していることから、トウネ

ン、キアシシギ、イソシギ等のシギ・チドリ類の採餌及び休息の場として利用されているとともに、スズガモ、ホシハジロ、コガモ等のカモ類やハジロカイツブリ等も多く確認されている。

このように、当該区域は、浜甲子園鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 鳥類のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥類を驚かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元N G O、地域住民などと連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 12ha

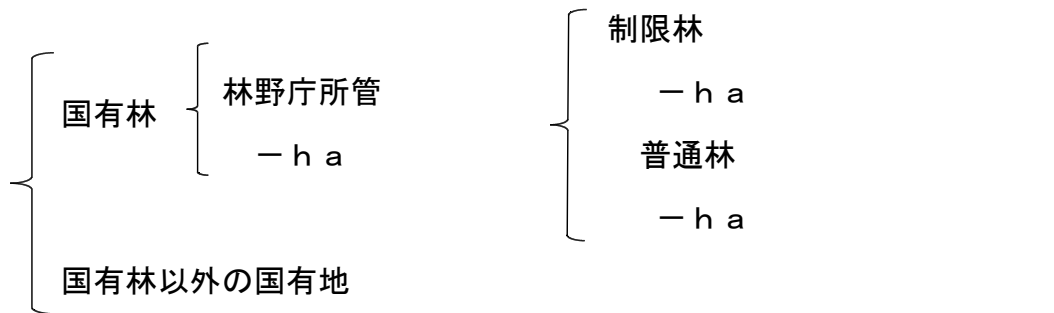
内訳

ア 形態別内訳

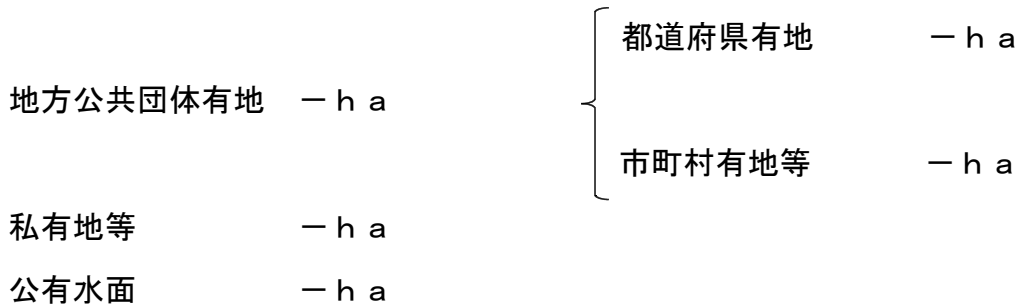
水面 12ha

イ 所有者別内訳

国有地 12ha



環境省所管 12ha (一部財務省所管地を含む)



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然と共生する町づくりに関する条例（西宮市）による地域 1.0ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、兵庫県西宮市に位置し、大阪湾に注ぐ鳴尾川の河口西側に形成された干潟を中心としている。

イ 地形、地質等

当該区域の干潟は、戦前は海軍飛行場の滑走路であったものが、台風の影響で防潮堤が破損したことにより、陸地が陥没し、そこへ鳴尾川から供給される土砂が堆積したことにより形成されたものである。

当該区域の大半が厚さ20m程の沖積層で覆われており、その下部には洪積層が発達している。

ウ 植物相の概要

当該区域では、ツルヨシ、ツルナ、シオクグ、オカヒジキ、ハマアカザ、ホコガタアカザ、ハマヒルガオ、ネナシカズラ、ハマエンドウ、ギョウギシバ、コウボウシバ、ハマビシといった海浜植物の生息が確認されている。

エ 動物相の概要

鳥類としては、シギ・チドリ類、カモ類を中心に8目24科114種が確認されている。

また、底生生物としては、アサリ、アシナガゴカイ、タテヤマフジツボ、ウエノドロクダムシ等13目20科32種が確認されている。

なお、ほ乳類、両生類、は虫類の生息は確認されていない。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域内において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき
損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札 4 本